

食品の表示制度に関する懇談会
座長 本間 清一様

2002年7月11日

全国消費者団体連絡会
渉外担当 日和佐信子

中間取りまとめ（案）への意見

1. 今懇談会では、食品表示に関する法律を一本化し、行政の縦割りを廃し、監視体制を一元化していくという大きな方針性を確認すべきです。今回の懇談会は、構成人数が多く、与えられた回数が少ない中で、議論が収斂したといえないままに、中間取りまとめを確認する段階となってしまいました。義務表示項目の検討や監視体制の再構築などをはじめとした制度の具体化については、さらに十分な検討が必要です。あらためて、食品安全委員会（仮称）のもとにワーキンググループ等を設け、集中的に検討すべきです。なお、このワーキンググループ等については、消費者をはじめとした関係者ならびに専門家あわせて10名程度で構成し、効果的に議論を行うべきです。
2. 食品表示の目的として、「消費者の選択」に資する事を第一とすべきです。「事故・危害の防止」は、アレルギー表示や、家庭でのストック管理の際の賞味期間表示の活用など一部には、その役割を果たしているものもありますが、それは、食品表示の主目的ではありません。販売されている食品には事故・危害発生がないのが当たり前です。食品表示は、その食品に関する情報提供であり、その情報によって消費者が選択できることを主な目的と位置付けるべきです。
3. トレーサビリティについて、表示の信頼性担保を目的とすると、大変な社会的コストが必要となり、現実的ではありません。トレーサビリティは、本来、食中毒やBSEなどの危害発生の際に、消費者からさかのぼって原因究明と対策が速やかに実施することを目的とした制度であることを明確にして、具体化をすすめるべきです。

以上